

令和7年度
福井市景観まちづくり事業補助金

募集要項

福井市都市整備課

令和7年4月

1. 補助金の趣旨、目的

福井市は北陸新幹線の延伸を迎え、県都の玄関口として魅力あるまちづくりを継続していくことが必要です。

地域住民を始めとした民間が行う景観形成やまちなかの回遊性向上に資する事業を支援することにより、魅力的なまちづくりを進めていくことを目的としています。

2. 補助金の内容

(1) 補助対象事業

○景観形成支援事業【ハード事業】

福井市景観計画に定める特定景観計画区域内で行う良好な景観の形成に資する外観整備事業及び外構部分等オープンスペース内の緑化、照明整備事業

○景観づくり活動支援事業【ソフト事業】

福井市内で行う良好な景観形成を目的とし、地域の景観形成に寄与する事業

○まちなか魅力発信支援事業【ソフト事業】

対象区域の回遊性の向上を目的とし、市内外へ対象区域の魅力を発信する事業

※注意事項

- ・令和7年度に事業を開始し、令和8年2月末までに事業完了のうえ実績報告できる事業が対象です。
- ・国、地方公共団体の他の補助金の交付を受けている事業は対象となりません。
- ・政治的・宗教的な活動に資する事業は対象となりません。

(2) 補助対象者

補助の対象となる人は、以下の条件を満たす個人、法人、団体※等です。※団体としての銀行口座が必要

○各補助事業共通事項

市町村税を滞納していないこと。

○「景観形成支援事業」

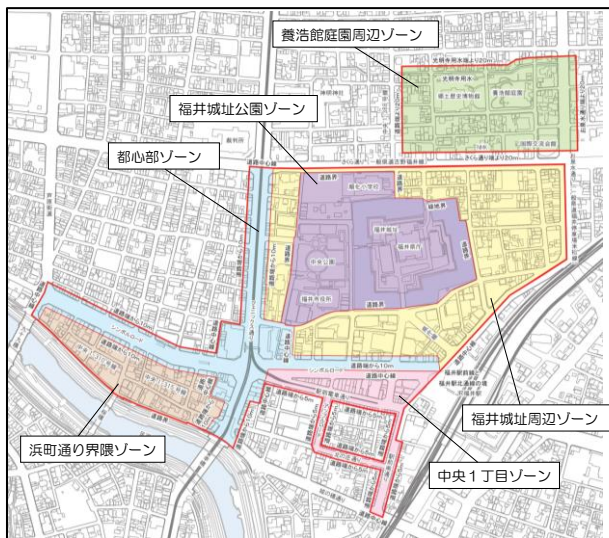
事業を実施する土地又は建造物の所有者(実施後の建造物及び土地の使用について所有者の承諾を得ている者を含む。)であること。

上記のほか、地権者等による協定を結んだ者であること。

(3) 補助対象区域

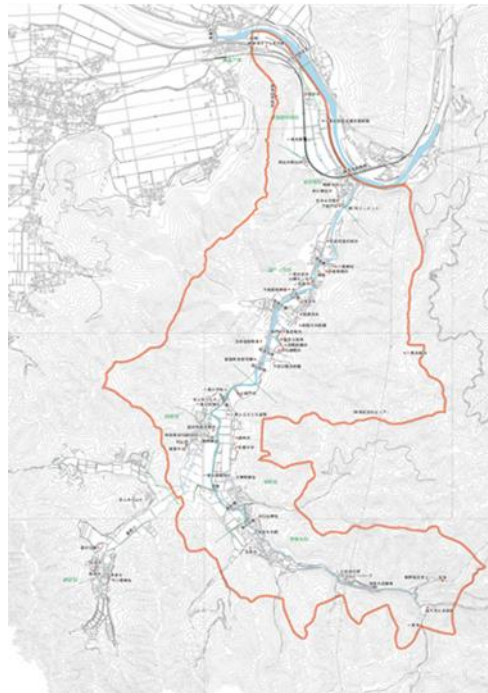
補助事業の対象となる区域は下図の範囲です。

景観形成支援事業



福井都心地区特定景観計画区域

景観形成支援事業



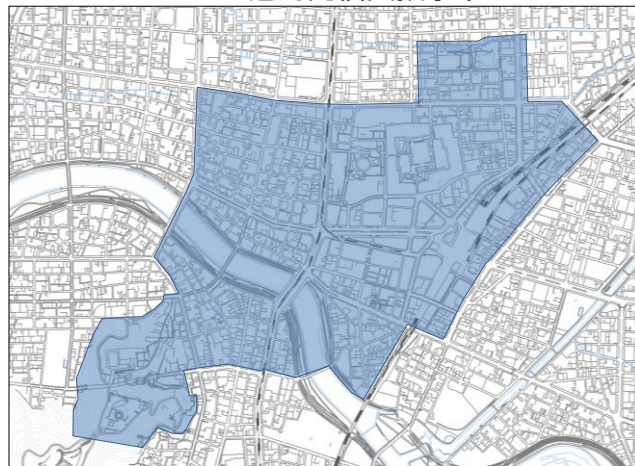
一乗谷地区特定景観計画区域

景観づくり活動支援事業



福井市全域

まちなか魅力発信支援事業



養浩館庭園周辺や足羽山・足羽川河川敷を含む

中心市街地

(4) 補助対象経費について

事業実施に必要な経費であって、下表の区分に該当する経費です。

	事業名	補助対象経費
ハード事業	景観形成支援事業	・工事請負費 ⇒ 例) 建築工事、外観改修工事 ・委託料(工事に必要となる設計・監理に要する費用で、一体として補助を受ける場合に限る。) ⇒ 例) 設計を委託する場合の費用 ・原材料費 ⇒ 例) 改修に必要な資材の購入費
	景観づくり活動支援事業 まちなか魅力発信支援事業	・報償費 ⇒ 例) 講師への謝礼金、景品 ・旅費 ⇒ 例) 勉強会の講師に支払う交通費 ・需用費 - 消耗品費 ⇒ 例) 紙代、参加賞 - 燃料費 ⇒ 例) ガソリン、灯油 - 印刷製本費 ⇒ 例) 業者へチラシの印刷や製本を依頼するときの費用 - 電気料、ガス料、水道料 ⇒ 例) 光熱費に係る費用 - 修繕料 ⇒ 例) 既存の施設や物品を修繕する費用 ・役務費 - 郵便料 ⇒ 例) 郵便の送付、返信用切手 - 運搬料 ⇒ 例) 業者へ運搬を依頼したときの費用 - 一般電話料、専用回線使用料 ⇒ 例) 電話・インターネットに係る費用 - 保管料 ⇒ 例) 業者に物品の保管を依頼したときの費用 - 広告料 ⇒ 例) メディアへCM契約するときの費用 - 手数料 ⇒ 例) 建物賃借時の仲介手数料 - 筆耕翻訳料 ⇒ 例) 英語や中国語への翻訳依頼、賞状の名入れ - 火災保険料 ⇒ 例) 建物賃借時にかかる火災保険料 - 自動車保険料その他の保険料 ⇒ 例) イベントの傷害保険、賠償責任保険 ・委託料 ⇒ 例) テント設営を業者に依頼したときの費用 ・使用料及び賃借料 ⇒ 例) 会場使用料 ・原材料費 ⇒ 例) 資材の購入 ・備品購入費(1件3万円を超える備品は補助対象外) ⇒ 例) テーブル、イス ・その他事業の実施に必要と認められる経費 ⇒ 例) イベントで必要となる臨時的なアルバイト
ソフト事業		

補助対象とならない経費の例

- ・団体運営に係る経常的な経費
- ・団体構成員に対する人件費、飲食費
- ・事業目的の範囲を超えた景品の給付等
- ・領収書等で、実施者が支払ったことが確認できない経費

※ 消費税は補助対象経費に含めることができますが、消費税の課税業者として消費税仕入控除税額がある場合は、消費税は対象経費となりません。

(5) 補助金額

補助金の額は、下表に従って補助対象経費に補助率を掛けた金額と事業費から事業収入を差し引いた金額の、どちらか小さい金額です。

補助事業区分		補助率	補助金の額(千円未満切捨て)	
景観形成支援事業	建築物の新築、増築、改築又は移転に伴う外観に係る整備	3分の1	200万円以内	組み合わせて補助を受ける場合は合計300万円以内とする。
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に伴う整備	3分の1	200万円以内	
	附帯設備等の隠ぺいに伴う整備	3分の1	200万円以内	
	外構部分等オープンスペース内の緑化、照明整備	3分の1	200万円以内	
	垣、柵、塀又は石垣等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に伴う整備	3分の1	200万円以内	
	建築物又は工作物の形態又は意匠を演出するために、その外観に対して行う照明の整備	3分の1	50万円以内	
	広告物の新設又は外観を変更することとなる修繕若しくは色彩の変更に伴う整備 (現在基準に適合していない広告物を基準に適合するために改善する場合に限る。)	3分の1	50万円以内	
	地権者等による協定に基づく整備事業	2分の1	300万円以内	
景観づくり活動支援事業		2分の1	100万円以内	
まちなか魅力発信支援事業		2分の1	100万円以内	

(6) 募集期間、交付申請、交付決定について

【募集期間】

○申請書受付期間:令和7年4月1日(火)～ 令和7年6月30日(月)(必着)

※申請書提出の2週間前までに必ず事前相談のご連絡をお願いします。

※上記募集期間終了後に選定委員会を開催します。

※募集期間の変更があった際には、福井市ホームページ等でお知らせします。

①交付申請

○事業の着手前に申請書を提出してください。

○下記の書類を福井市都市政策部都市整備課に郵送、持参、又はメールしてください。

メールアドレス:tosiseibi@city.fukui.lg.jp

※各様式は福井市都市整備課のホームページからダウンロードできます。

【提出書類】

・交付申請書(様式第1号)

・事業計画書(様式第2号)

・収支予算書(様式第3号)

(添付書類) (1)事業を実施する場所が分かる位置図

(2)事業実施する場所の現況写真

(3)所有及び権利関係を明らかにする書類

(4)法人登記事項証明書(法人の場合)

(5)規約又は会則(団体のみ)

(6)役員名簿(団体のみ)

(7)市町村税の納税証明書

・その他、必要に応じて資料の提供をお願いする場合があります。

※補助事業の遂行にあたり、売買、請負その他の契約をする場合には、見積合せ等を実施してください。実績報告時に2者以上の見積書を提出していただきますのであらかじめご準備をお願いします。プロポーザルにて選定を行う場合など見積合せ等を実施しないことが合理的な場合は契約先選定理由書の提出を求めます。なお、下記の表の契約金額を超えない範囲の契約については、見積合せ等や契約先選定理由書の提出を省略します。

契約の種類	契約金額(税込)
(1)工事又は製造の請負	200 万円
(2)財産の買入	150 万円
(3)物件の借入	80 万円
(4)前各号に掲げる以外のもの	100 万円

②事業内容の審査

- ・募集期間終了後に選定委員会を開催します。(7月開催予定)
- ・審査基準に基づき、選定委員会にて補助対象事業選定の可否を審査します。
- ・選定委員会では事業内容について、プレゼンテーションを行っていただきます。
事前審査を通過した方はプレゼンテーション資料のご準備をお願いします。
- ・景観形成支援事業のうち、補助対象経費が150万円以下(補助額50万円以下)の事業は、プレゼンテーションを実施せず、書類審査のみとします。

③交付決定

- ・選定委員会での審査結果を基に、市長が補助すべき事業を認定し交付決定します。
- ・審査結果によっては、交付決定額が減額となる場合があります。

(7) 審査について

【審査基準一覧】

○景観形成支援事業

良好な 景観誘導	・特定景観計画区域における景観形成の目標、方針に沿っており、景観形成基準の努力基準、推奨基準に適合している。 ・歩行者からの見え方に配慮し、周辺の街並みと調和のとれたデザインとしており、快適な歩行者空間を創出するための工夫が見られる。
公益性	・補助金の使途が明確かつ収支の積算基礎は適切である。
継続性	・事業の継続実施や、施設の維持管理について、持続可能なものとなっている。
発展性	・他の住民(団体)や地域への波及効果が期待できる。
地域性	・地域ならではの創意工夫や、地域資源の活用がみられる。
必要性	・市民のニーズや社会情勢の変化に対応した事業になっている。
先導性	・従前の取組に加え、新たな取組や工夫が見られ、先進的な発想や手法を活用している。

○景観づくり活動支援事業

良好な 景観づくり	・福井市景観基本計画に沿った、地域の良好な景観形成に寄与すると認められる事業となっている。 ・地域、関係機関等と連携を図り、地域の課題解決に繋げる事業としている。
公益性	・補助金の使途が明確かつ収支の積算基礎は適切である。
継続性	・自立的な事業運営を計画しており、継続的な事業の実施が期待できる。
発展性	・他の住民(団体)や地域への波及効果が期待できる。
地域性	・地域ならではの創意工夫や、地域資源の活用がみられる。
必要性	・市民のニーズや社会情勢の変化に対応した事業になっている。
先導性	・従前の取組に加え、新たな取組や工夫が見られ、先進的な発想や手法を活用している。

○まちなか魅力発信支援事業

まちなか 魅力向上	・まちなかの賑わい創出や魅力向上に効果の高い事業である。 ・地域、関係機関等と連携を図り、まちなかの課題解決に繋げる事業としている。
公益性	・補助金の使途が明確かつ収支の積算基礎は適切である。
継続性	・自立的な事業運営を計画しており、継続的な事業の実施が期待できる。
発展性	・他の住民(団体)や地域への波及効果が期待できる。
地域性	・地域ならではの創意工夫や、地域資源の活用がみられる。
必要性	・市民のニーズや社会情勢の変化に対応した事業になっている。
先導性	・従前の取組に加え、新たな取組や工夫が見られ、先進的な発想や手法を活用している。

(8) 交付決定後について

①事業の着手

交付決定日以後に事業に着手してください。決定日前に着手が認められた事業については、本事業の補助対象外となります。

②事業内容の変更

補助金の交付決定後に事業内容や経費の配分を変更する場合は、下記の軽微な変更を除き、事前に補助金等変更交付申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けてください。

○軽微な変更とは

- (1) 補助事業の内容を変更する場合において、補助金の当初の交付の目的に関係のない事業計画の細部の変更を行うもの
- (2) 補助対象経費の配分を変更する場合において、補助対象経費の二十パーセントを超えない変更を行うもの

③実績報告

補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書【様式第7号】に以下の関係書類を添えて、速やかに提出してください。実績報告書等の書類を審査し、補助金額を確定します。

・補助事業実績報告書【様式第7号】

- (添付書類)
- (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 2者以上の見積書もしくは、1者以上の見積書と契約選定理由書
 - (4) 納品書、請求書及び領収書又はそれらに代わるものの写し
 - (5) 事業完了後の整備の場所及びその付近の状況を明らかにしたカラー写真
 - (6) その他市長が必要と認める書類

(提出期限) 令和8年2月27日(金)

(9) その他

- ・交付決定後に、補助対象事業として不適格と認められた場合、交付決定を取り消すことがあります。
- ・申請書等に虚偽の事項が認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに、交付した補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。
- ・補助事業について、工事完了後に耐用年数を経過せずに、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、除去し、又は担保にした場合は、補助金の返還を命じることがあります。
- ・補助対象経費に該当する支払証拠書類(領収書等)は、5年間保存してください。また事業完了後5年間は、取り組み状況のヒアリング調査を行います。
- ・補助を受けた事業の内容や結果については、福井市ホームページ上での公開を予定しています。